

東大阪市留守家庭児童育成クラブ事業
運営・管理業務委託

プロポーザル募集要項

令和8年7月

東大阪市教育委員会

東大阪市留守家庭児童育成クラブ事業 運営・管理業務委託プロポーザル募集要項

東大阪市では、東大阪市留守家庭児童育成クラブの運営を行う事業者を募集します。

1. 業務名称

東大阪市留守家庭児童育成クラブ事業 運営・管理業務委託

2. 業務委託の概要

(1) 事業者選定の目的

留守家庭児童の健全な育成と安全確保を図るため、東大阪市立小学校内の施設において、留守家庭児童育成クラブ（以下、「クラブ」という。）を継続的、安定的に運営する事業者を募集します。

(2) 募集区分

募集区分ごとに事業者を募集します。募集区分は以下のとおりです。1つの事業者で複数の募集区分に応募が可能です（上限なし）。クラブの詳細については、別紙1「クラブの施設状況一覧」を参照してください。

募集区分	クラブ数	クラブ名
A	5	枚岡東、枚岡西、石切、孔舎衛、孔舎衛東
B	6	縄手、縄手北、上四条、縄手東、池島学園、くすは縄手南校
C	5	成和、北宮、弥栄、鴻池東、加納
D	7	玉川、玉美、若江、花園、玉串、岩田西、花園北
E	5	荒川、長堂、高井田東、森河内、布施
F	6	上小阪、長瀬北、長瀬南、弥刀東、長瀬西、柏田
G	3	意岐部、西堤、藤戸
H	1	石切東
I	1	英田北
J	1	英田南
K	1	高井田西
L	1	楠根
M	1	小阪
N	1	弥刀
O	1	長瀬東
P	1	八戸の里
Q	1	楠根東
R	1	八戸の里東
S	1	大蓮
T	1	桜橋

（３）法令等の遵守

放課後児童健全育成事業の関係法令等の他、「東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２７年東大阪市条例第１号）」、「放課後児童クラブ運営指針」、「東大阪市留守家庭児童育成クラブ運営実施要綱」、「東大阪市留守家庭児童育成クラブ事業 運営・管理業務委託仕様書」に基づき、事業者の創意工夫により質の高いサービスを提供してください。

（４）業務の範囲

別添「東大阪市留守家庭児童育成クラブ事業 運営・管理業務委託仕様書」のとおり

（５）委託料

別紙２「委託料に関する考え方及び上限額について」のとおり

- ①委託料上限額は契約時の予定価格を示すものではありません。
- ②契約に当たり、東大阪市財務規則(昭和４２年東大阪市規則第３１号)第１１５条の規定により、契約金額の１００分の３に相当する額以上を契約保証金として納付していただくか、又は、事業者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保険契約を締結し、当該保険証書を提出していただく必要があります。

（６）経費

- ①市からの委託料と保護者からの負担金をクラブの経費に充当してください。
- ②経費には、人件費、事業費及び運営費等が含まれます。
- ③委託料の額及び支払の方法、加算、減額、委託料の精算については、別紙２「委託料に関する考え方及び上限額について」を参照してください。
- ④事業者の責めに帰すべき事由により業務の一部を実施しなかった場合、市はこのことにより免れた費用分を委託料から減額することがあります。
- ⑤天災等により、業務の全部又は一部を実施しなかった又はできなかった場合、市はこのことにより免れた費用分を委託料から減額することがあります。

（７）委託期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで（３年間）

ただし、期間内であっても業務委託を行うことが適当でないと市が認めるときは、契約を解除することがあります。

（８）契約の締結及び開設準備期間

優先交渉権者として選定された事業者は、速やかに市と契約の締結を行い、契約日から令和９年３月３１日までの間を開設準備期間とし、業務の引継ぎ（令和９年度の入会受付業務・入会決定業務を含む。）や放課後児童支援員等の確保、組織体制の確立、備品の確認などを行うものとします。なお、開設準備に要する費用は、事業者の負担とします。

3. 応募資格

本プロポーザルに応募しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 登記のある法人であること。人格なき社団、任意組合、個人での応募はできません。
- (2) 本市の入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当しないこと。
- (4) 法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者がいない法人であること。
 - ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ②公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
- (5) 法人の役員であって代表権を有するもののうちに破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものがある法人でないこと。
- (6) 破産手続開始の申立てをし、若しくはその開始の決定がなされた法人又は更正手続開始の申立て若しくは再生手続開始の申立てをした法人（更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定がなされた法人を除く。）に該当しないこと。
- (7) 法人（本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資しているものを除く。）の役員のうちに本市の議会の議員、市長若しくは副市長、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5に規定する委員会の委員長若しくは委員又は地方公営企業の管理者に該当する者がある法人に該当しないこと。
- (8) 本市から入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (9) 国税又は地方税を滞納している法人に該当しないこと。
- (10) 共同企業体による応募でないこと。

4. スケジュール

◆詳細について、「5. 参加手続き」を必ず熟読すること。

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 令和8年7月27日（月） | 募集要項、仕様書公表 |
| (2) 令和8年8月4日（火） | 業務説明会 |
| (3) 令和8年8月7日（金） | 参加意思表明書受付終了 |
| (4) 令和8年8月17日（月） | 質問書受付終了 |
| (5) 令和8年8月21日（金） | 質問書に対する回答 |
| (6) 令和8年8月31日（月） | 申請書類受付終了 |
| (7) 令和8年9月下旬（予定） | プレゼンテーション |
| (8) 令和8年10月（予定） | 審査結果（採否）通知 |
| (9) 令和8年11月（予定） | 契約 |

5. 参加手続き

(1) 募集要項、仕様書の公表

- ①日時 令和8年7月27日（月）午前9時から
- ②方法 市ウェブサイトからダウンロード

(2) 参加意思表明書等の提出期限及び提出先

- ①提出期限 令和8年8月7日（金）午後5時まで
- ②提出書類・方法

次に掲げる書類を1部、持参、郵送またはメールにより提出してください。

- (a) 参加意思表明書（様式第1号）
- (b) 法人概要書（様式第2号）
- (c) 役員名簿（様式第3号）

- ・ 持参、郵送、メールのいずれの方法であっても、提出期限までに必着とします。提出期限までに参加意思表明書（様式第1号）等の提出がない者は、本プロポーザルへの参加はできません。
- ・ 事故や遅延により、期限に間に合わなかった場合の責任は本市で負いかねます。必要に応じて到達確認を行ってください。
- ・ 市のメールサーバーの受信容量は5MBが上限となります。5MBを超える場合は他の方法によりご提出ください。
- ・ 書類への押印は必要ありません。

- ③提出先 （郵送・持参の場合）〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市教育委員会 社会教育部青少年教育課
（メールの場合）seishonen@city.higashiosaka.lg.jp

(3) 業務説明会

- ①開催日時
令和8年8月4日（火）午前11時から
- ②開催場所
東大阪市役所本庁舎18階 大会議室
- ③対象者
申請を検討している法人
- ④参加者
各法人につき2名程度
- ⑤参加方法

説明会への出席は、本プロポーザルの参加要件としますが、事前申し込みの必要はありません。ただし、申請要件を有しないと認められる場合、又は欠格事由に該当すると認められる場合は、説明会への参加をお断りする場合があります。

※事前連絡なく説明会に不参加の場合は、プロポーザルに参加できません。

(4) 質問事項の受付及び回答

委託業務の内容、申請手続等について質問事項がある場合には、下記により質問書（様式第4号）を提出してください。

①受付期限

令和8年8月17日（月）午後5時まで

②提出書

質問書（様式第4号）

③提出方法・提出先

電子メールアドレス（seishonen@city.higashiosaka.lg.jp）に送信してください。

メールのタイトルは「留守家庭児童育成クラブ事業にかかる質問書【法人名】」としてください。

④回答方法

令和8年8月21日（金）に参加意思表明書提出者（辞退済みの者を除く）に対し、全ての質問に対する回答を電子メールにて行います。ただし、質問や回答に経営上の利益や地位を犯す恐れのある内容が含まれると市が判断した場合は、回答できない場合があります。

(5) 申請書類

参加意思表明書等を提出した者は、次に掲げる書類を8部（正本1部、副本7部）提出してください。何らかの事情により提出できない書類がある場合は、申立書（様式第11号）を提出してください。

①申請書（様式第5号）

②放課後児童健全育成事業の運営実績書（様式第6号）

③提案書（様式第7号）

④職員配置計画書（様式第8号） ※クラブごとに作成

⑤見積金額書（様式第9号） ※募集区分ごとに作成

⑥見積額内訳書（様式第10号） ※クラブごとに、3年度分を作成

⑦「東大阪市留守家庭児童育成クラブ事業 運営・管理業務委託仕様書 第3章第1節1. 備えるべき帳簿等」に定める帳簿等のうち、以下の書類

ア. 虐待防止マニュアル

イ. 安全管理マニュアル

ウ. 災害マニュアル

エ. 事故対応マニュアル

オ. 苦情解決のための手続方法、連絡先

カ. 個人情報の適切な管理のための規定

※上記の帳簿等については、それぞれの内容が記載されていれば一部にまとまっていなくても構いません。

⑧最近3事業年度の事業計画書、収支予算書、事業報告書、収支決算書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表（又はこれらに相当する書類。グループ企業で連結決算を行っている場合は、連結決算書も提出）

(6) 申請書類の提出期限及び提出先

①提出期限

令和8年8月31日（月）午後5時まで（時間厳守）

※提出期間後は、理由の如何に関わらず受付できません。

②提出方法・提出先

下記あてに郵送又は持参してください。

（提出先）〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号（本庁舎16階）

東大阪市教育委員会 社会教育部青少年教育課

なお、持参の場合は平日の午前9時から午後5時までとします。郵送の場合は、簡易書留で令和8年8月31日（月）午後5時受領必着とします。

（7）申請書類の作成等に当たっての留意事項

①形式は、A4版縦、横書きの印刷物とし（A3用紙の綴込可）、表紙、目次、ページ付けしたものを簡易製本（左綴）とします。（言語は日本語とします。）

②申請に係る費用は、すべて申請者の負担とします。

③複数の募集区分に申請する場合、2つ目以降の募集区分の申請書類については、（5）申請書類のうち④、⑤、⑥のみを提出してください。

④正本の様式第5号には代表者印を押印すること。副本は、法人名や印影、代表者氏名、ロゴなど応募者を特定出来るような表示はしないでください。

⑤提出書類は理由の如何を問わず返却しません。また、書類提出後の修正、差替えは不可とします。

（ただし、市が補正を求める場合を除きます。市が補正を求めたにもかかわらず、指定する期限内に提出をしない場合、修正、差替は行わないものとして処理します。）

⑥副本に、法人名や印影、代表者氏名、ロゴなど応募者を特定出来るような記載や表示があった場合、事務局にてマスキング（黒塗り）を行う場合があります。

（8）辞退

参加意思表明書提出後に応募を辞退するときは、辞退届（様式第12号）を提出してください。なお、申請書類提出期限を経過しても申請書類の提出がない場合は、応募を辞退したものとみなします。但し、その際も必ず辞退届（様式第12号）の提出が必要です。

（9）その他

①申請内容に、特許権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利を用いる提案があり、これらを用いた結果生じる事象にかかる責任は、すべて申請者が負うこととします。

②申請書類の著作権は申請者に帰属するものとしますが、その提案内容は市が自由に使用することができるものとします。

③申請書類は、東大阪市情報公開条例に基づき取扱います。

6. プレゼンテーションについて

（1）開催日程

令和8年9月下旬（予定）

※日程及び実施場所等については、令和８年９月４日（金）までに参加意思表明書（様式第１号）に記載された電子メールアドレス宛に電子メールで連絡します。連絡がない場合は、社会教育部青少年教育課まで問い合わせを行ってください。

（２）開催場所

東大阪市役所本庁舎

（３）時間

募集区分ＡからＧまで

①プレゼンテーション（１５分）

②ヒアリング（３０分程度）

募集区分ＨからＴまで

①プレゼンテーション（１０分）

②ヒアリング（２０分程度）

※募集区分ＡからＧまでと募集区分ＨからＴまでの両区分に応募する事業者は、①プレゼンテーション（１５分）②ヒアリング（３０分程度）とします。

（４）留意事項

- ①プレゼンテーションで申請者が説明する内容は、申請書類において提示した内容とします。申請書類から逸脱した内容を説明した場合、該当部分は採点の対象外とします。
- ②機材についてはモニターのみ市で用意いたします。その他の必要機材は申請者にてご用意ください。
- ③プレゼンテーションにおいて、追加の紙資料（モニターに表示する内容の印刷物を含む）を配付することはできません。

7. 選定

（１）選定基準及び配点

選定基準は次の評価項目に基づくものとします。

（１００点満点）

選定基準	評価項目	評価の視点	配点
運営方針	児童育成事業への理解	・仕様書の事業目的及び放課後児童クラブ運営指針を理解した提案内容になっているか。	１０
	公的事業運営の責任感	・児童福祉法に基づく公的事業運営を実施していく事業者としての責任感を持っているか。	
運営管理	安定的な運営が可能となる体制	・運営に必要な組織及び人員が配置される事業計画となっているか。	１５
	指導育成	・職員の指導育成、研修体制は十分か。	
法人評価	安定した財務基盤	・事業者の財務状況は健全で安定した運営が可能な財務基盤を有しているか。	１５
	収支計画	・収支計画は実現可能な内容となっているか。	
	運営実績	・放課後児童クラブを運営した実績があるか。	
運営計画	運営内容、適格性、実現可能性	・仕様書等に示した運営内容に対して、実現が可能な内容か。	１４

	サービスの向上	・サービス向上が期待できる提案となっているか。	
安全対策	安全の確保	・施設や運営にかかる安全・衛生対策は適切か。	11
	安全対策及び対応	・児童の安全を確保し、災害・事故等への対策は適切か。	
関係機関との連携及び保護者対応	市・学校・地域との連携	・市・学校・地域との連携体制が確保できているか。	10
	保護者からの意見の収集・反映	・保護者と連携する、保護者の声を収集・反映する仕組みを構築しているか。	
関係法令等の遵守	関係法令等の遵守状況	・市が示した関係法令等を遵守しているか。	8
	個人情報の保護	・人権やプライバシー保護、個人情報保護の取り組みは十分か。	
見積金額	見積提案額	・配点×（最低提案額／申請者の提案額）。 なお、小数点第1位を四捨五入する。	10
プレゼン評価	事業者の意欲と信頼性	・提案書の内容が明確かつ具体的であり、わかりやすい説明になっているか。	7

(2) 選定方法

本市選定組織において書類審査、申請者からのプレゼンテーション及び選定組織によるヒアリングを実施し、選定基準に基づき総合的な評価を行い、募集区分ごとに総合得点が60点を超える申請者の中から最高得点の者を優先交渉権者として選定します。

※選定にあたっては、申請者に提案内容の補正を提案する場合があります。

※申請者が1法人であっても選考を実施するが、総合得点が60点を超えない場合は選定しません。

※評価項目の「安定した財務基盤」の審査において「粉飾の疑念があるなど、財務状況に問題があり、業務の遂行に支障が出る恐れがある。」ことから、過半数の委員が提案内容に問題があり、事業者として適さないと判断した場合は、総合得点が60点を超える場合でも選定しません。

※評価項目の「収支計画」の審査において「収支計画において問題があり、業務の遂行に支障が出る恐れがある。」ことから、過半数の委員が提案内容に問題があり、事業者として適さないと判断した場合は、総合得点が60点を超える場合でも選定しません。

※その他、委員全員が提案内容に問題があり、事業者として適さないと判断した場合は、総合得点が60点を超える場合でも選定しません。

※得点が同点の場合、①～③の順により上位となる事業者を決定します。

① 選定基準の「運営管理（安定的な運営が可能となる体制、指導育成）」と「法人評価（安定した財務基盤、収支計画、運営実績）」の合計点数が高い事業者

② 選定基準の「法人評価（安定した財務基盤、収支計画、運営実績）」の点数が高い事業者

③ くじ引き

8. 審査結果の通知

審査結果については、令和8年10月（予定）にプレゼンテーション参加者へ送付します。

9. 失格事由

(1) 申請者が次の要件に該当する場合は、その者を選定審査の対象から除外します。

- ①応募資格を満たさなくなった場合
- ②委託料上限額を超えた提案をした場合
- ③申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、若しくは、本市で設置する選定組織の委員に個別に接触した場合
- ④申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ⑤申請書類の受付期限までに申請書類が整わなかった場合
- ⑥プレゼンテーションに無断で遅刻もしくは欠席した場合
- ⑦申請書類の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- ⑧審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑨その他不正な行為があった場合

10. 契約の締結

提案の内容と市の意向について契約交渉を行った上、合意（予算の範囲内で適正な業務が行えると判断される場合）が得られた時点で契約を行います。

ただし、この交渉が不調に終わったときは、次点予定候補者と同様の交渉を行うこととし、以下同様とします。

- (1) 本業務に関する契約書は、本市所定の書式を用いることとします。
- (2) 選定の結果、優先交渉権者として選定された場合であっても、提案に虚偽の記載又は重大な瑕疵等が判明した場合は、選定を取り消すことがあります。

11. 再度の選定

次のいずれかに該当する場合は、再度の選定を行うことがあります。

- (1) 申請がなかった場合
- (2) 申請があったものの、いずれも適切な提案でなく、優先交渉権者が選定できない場合

12. 担当窓口について

担当窓口（事務局）は次のとおりです。

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市教育局 社会教育部青少年教育課

TEL : 06-4309-3281

FAX : 06-4309-3835

E-Mail : seishonen@city.higashiosaka.lg.jp

別紙1 クラブの施設状況一覧

◆募集区分A

	学校名		所在地	教室種類		施設面積(m ²)	定員(人)
A	1	枚岡東小学校	立花町 12-28	プレハブ教室	平屋	81.00	49
	2	枚岡西小学校	南荘町 2-26	プレハブ教室	1階	78.00	47
					2階	78.00	47
	3	石切小学校	中石切町 1-6-50	普通教室	1階	63.00	38
				普通教室	1階	94.50	57
				普通教室	1階	64.84	39
	4	孔舎衛小学校	日下町 6-3-6	普通教室	2階	63.00	38
				普通教室	1階	64.56	39
	5	孔舎衛東小学校	日下町 7-1-7	普通教室	1階	64.56	39
				普通教室	2階	64.56	39
	5	孔舎衛東小学校	日下町 7-1-7	普通教室	1階	63.00	38

※孔舎衛小学校は令和9年度中に現在のプレハブ教室（2教室）から普通教室（2教室）に移転予定。
ここでは、移転後の面積・定員を示している。

◆募集区分B

	学校名		所在地	教室種類		施設面積(m ²)	定員(人)
B	1	縄手小学校	南四条町 3-2	普通教室	1階	63.00	38
	2	縄手北小学校	旭町 2-4	普通教室	1階	99.50	60
	3	上四条小学校	上四条町 14-25	普通教室	1階	63.00	38
	4	縄手東小学校	河内町 2-6	普通教室	2階	63.00	38
				普通教室	3階	63.00	38
	5	義務教育学校池島学園（前期課程）	池島町 3-6-30	普通教室	1階	63.00	38
				普通教室	1階	63.00	38
				普通教室	1階	63.00	38
	6	義務教育学校くすは縄手南校（前期課程）	六万寺町 2-3-17	プレハブ教室	平屋	77.00	46
				プレハブ教室	平屋	64.00	38
				プレハブ教室	平屋	39.00	23

◆募集区分C

	学校名		所在地	教室種類		施設面積(m ²)	定員(人)
C	1	成和小学校	南鴻池町 1-3-18	プレハブ教室	1階	98.69	59
					2階	98.69	59
				普通教室	3階	63.00	38
				普通教室	2階	63.00	38

	2	北宮小学校	川田 2-3-7	プレハブ教室	1 階	66.02	40
					2 階	66.02	40
				普通教室	3 階	63.00	38
	3	弥栄小学校	本庄 1-8-2	プレハブ教室	1 階	53.26	32
					2 階	53.26	32
				プレハブ教室	平屋	27.00	16
	4	鴻池東小学校	東鴻池町 5-7-20	普通教室	1 階	63.00	38
				普通教室	3 階	63.00	38
				普通教室	3 階	63.00	38
	5	加納小学校	加納 3-6-8	プレハブ教室	1 階	66.02	40
					2 階	66.02	40
				プレハブ教室	平屋	66.02	40

◆募集区分D

D	学校名		所在地	教室種類		施設面積(㎡)	定員(人)
	1	玉川小学校	稲葉 1-12-1	普通教室	1 階	63.00	38
				普通教室	1 階	63.00	38
	2	玉美小学校	瓜生堂 1-6-1	プレハブ教室	平屋	82.35	49
				プレハブ教室	平屋	33.28	20
	3	若江小学校	若江南町 2-9-54	普通教室	1 階	63.00	38
				普通教室	1 階	63.00	38
				普通教室	2 階	63.00	38
	4	花園小学校	花園本町 2-7-41	普通教室	1 階	63.00	38
	5	玉串小学校	玉串町西 2-4-12	プレハブ教室	1 階	80.59	48
					1 階	80.59	48
	6	岩田西小学校	岩田町 5-12-27	普通教室	1 階	63.00	38
				普通教室	1 階	63.00	38
				普通教室	1 階	63.00	38
	7	花園北小学校	花園本町 1-3-29	普通教室	3 階	63.00	38
				普通教室	3 階	63.00	38

◆募集区分E

E	学校名		所在地	教室種類		施設面積(㎡)	定員(人)
	1	荒川小学校	荒川 3-23-7	プレハブ教室	平屋	64.80	39
				プレハブ教室	平屋	50.78	30
	2	長堂小学校	長堂 1-17-8	プレハブ教室	1 階	53.00	32
					2 階	53.00	32

	3	高井田東小学校	長栄寺 15-26	普通教室	1 階	73.00	44
				普通教室	1 階	63.00	38
				普通教室	2 階	63.00	38
				プレハブ教室	2 階	64.80	39
	4	森河内小学校	森河内東 1-32-24	プレハブ教室	平屋	88.20	53
				普通教室	3 階	63.00	38
	5	布施小学校	寺前町 2-1-6	普通教室	3 階	63.00	38
				普通教室	3 階	63.00	38

◆募集区分F

F	学校名		所在地	教室種類		施設面積(㎡)	定員(人)
	1	上小阪小学校	上小阪 3-15-40	普通教室	1 階	63.00	38
				普通教室	1 階	63.00	38
				普通教室	2 階	63.00	38
	2	長瀬北小学校	吉松 2-13-15	普通教室	1 階	81.00	49
	3	長瀬南小学校	大蓮北 4-3-51	普通教室	1 階	63.00	38
				普通教室	1 階	64.40	39
	4	弥刀東小学校	友井 2-28-12	プレハブ教室	平屋	108.32	65
	5	長瀬西小学校	衣摺 5-8-51	普通教室	1 階	63.00	38
				普通教室	1 階	63.00	38
	6	柏田小学校	柏田西 3-7-44	普通教室	1 階	62.65	37

◆募集区分G

G	学校名		所在地	教室種類		施設面積(㎡)	定員(人)
	1	意岐部小学校	新家 2-11-52	プレハブ教室	平屋	77.00	46
				プレハブ教室	平屋	34.01	20
	2	西堤小学校	西堤学園町 2-6-14	普通教室	1 階	61.32	37
				普通教室	1 階	64.47	39
				普通教室	3 階	62.93	38
	3	藤戸小学校	藤戸新田 1-3-45	普通教室	1 階	63.00	38
				普通教室	3 階	63.00	38
				プレハブ教室	平屋	30.63	18

◆募集区分H

H	学校名		所在地	教室種類		施設面積(m ²)	定員(人)
	1	石切東小学校	上石切町 2-8-30	プレハブ教室	平屋	77.76	47
				プレハブ教室	1 階	49.00	29
					2 階	49.00	29

◆募集区分 I

I	学校名		所在地	教室種類		施設面積(m ²)	定員(人)
	1	英田北小学校	松原 1-1-27	プレハブ教室	平屋	81.00	49
				プレハブ教室	平屋	77.00	46
				プレハブ教室	平屋	46.00	27
				プレハブ教室	平屋	63.00	38

◆募集区分 J

J	学校名		所在地	教室種類		施設面積(m ²)	定員(人)
	1	英田南小学校	吉田 5-15-16	プレハブ教室	平屋	66.25	40
				プレハブ教室	平屋	63.00	38
				普通教室	2 階	60.84	36
				普通教室	2 階	60.84	36

◆募集区分 K

K	学校名		所在地	教室種類		施設面積(m ²)	定員(人)
	1	高井田西小学校	高井田本通 6-1-7	プレハブ教室	平屋	81.00	49

◆募集区分 L

L	学校名		所在地	教室種類		施設面積(m ²)	定員(人)
	1	楠根小学校	稲田本町 1-1-43	プレハブ教室	平屋	56.70	34
				プレハブ教室	平屋	38.88	23
				普通教室	1 階	63.00	38

◆募集区分 M

M	学校名		所在地	教室種類		施設面積(m ²)	定員(人)
	1	小阪小学校	中小阪 1-21-15	普通教室	1 階	63.00	38
				普通教室	2 階	61.65	37

◆募集区分N

N	学校名		所在地	教室種類		施設面積(㎡)	定員(人)
	1	弥刀小学校	友井 1-1-37	プレハブ教室	平屋	70.38	42
				普通教室	1 階	54.95	33

◆募集区分O

O	学校名		所在地	教室種類		施設面積(m ²)	定員(人)
	1	長瀬東小学校		普通教室	1 階		
			大蓮東 2-12-8			63.00	38

◆募集区分P

P	学校名		所在地	教室種類		施設面積(㎡)	定員(人)
	1	八戸の里小学校		プレハブ教室	平屋		
				プレハブ教室	平屋		
			下小阪 5-3-5			82.36	49
						49.75	30

◆募集区分Q

Q	学校名		所在地	教室種類		施設面積(㎡)	定員(人)
	1	楠根東小学校		プレハブ教室	1 階		
				プレハブ教室	2 階		
			七軒家 17-33			74.55	45
						74.55	45

◆募集区分R

R	学校名		所在地	教室種類		施設面積(㎡)	定員(人)
	1	八戸の里東小学校	中小阪 5-17-8	プレハブ教室	平屋	84. 00	50
				プレハブ教室	1 階	72. 73	40
					2 階	72. 72	40

◆募集区分S

S	学校名		所在地	教室種類		施設面積(m ²)	定員(人)
	1	大蓮小学校	大蓮南 5-8-50	普通教室	2 階	63. 00	38
				普通教室	3 階	63. 00	38

◆募集区分T

T	学校名		所在地	教室種類		施設面積(㎡)	定員(人)
	1	桜橋小学校		プレハブ教室	平屋		
				プレハブ教室	平屋		
			菱屋西 4-10-7			66. 00	40
						66. 00	40

別紙２ 委託料に関する考え方及び上限額について

１．プロポーザルでの提案における委託料積算について

事業者は、市の委託料と保護者からの負担金をクラブの経費に充当し、クラブ運営を行うことになります。プロポーザルにおいては、クラブ運営に必要な費用を積算し、委託料上限額の範囲内で委託料を提案してください。

委託料は、様式第１０号の見積額内訳書によりクラブごとに積算を行い、様式第９号の見積金額書により募集区分ごとに提案してください。見積額内訳書に示す各費目の内容は、以下のとおりです。

支出費目

支出	人件費	放課後児童支援員・補助員の人件費	給料（放課後児童支援員及び補助員）	放課後児童支援員及び補助員に支払う給与、手当等
			法定福利費	法令に基づいて法人が負担する、放課後児童支援員及び補助員の健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の支出額
			通勤費	放課後児童支援員及び補助員に支払う通勤費
			その他人件費	上記に含まれない放課後児童支援員及び補助員の人件費
	事業費	児童の健全育成に要する費用	行事費	お誕生日会やお楽しみ会等、クラブで行事を行うための費用
			備品購入費	冷蔵庫、洗濯機、テレビ、掃除機、児童用机等、児童にかかる物品で単価が３万円以上のもの（事務用備品は除く）
			図書費・教材費	絵本、児童書、おもちゃ、ビデオ等、児童用の物品
			消耗品費	児童にかかる物品で、備品購入費及び図書・教材費に含まれないもの（事務用品は除く）
			リース・レンタル料	児童にかかる機器や物品等のリース料・レンタル料
			修繕費	建物、器具及び備品等の修繕に伴う費用
			保険料	児童が加入する損害保険料、賠償責任保険等の費用
			その他事業費	上記に含まれない事業費
	運営費	事業運営に要する費用（直接費）	事務人件費	本事業に専従する、放課後児童支援員及び補助員以外の職員の人件費
			運営経費	事務用備品（パソコン、コピー機、事務机等）や事務用消耗品（事務用紙、事務用文具等）、事業

				所経費(光熱水費、賃料等)、事務依頼経費(会計士、税理士等)等
			福利厚生費	職員の健康診断料やその他福利厚生のための費用
			旅費交通費	職員の交通費(通勤費は除く)
			研修費	職員のための研修にかかる費用
			通信運搬費	電話料金、インターネット料金、葉書代、切手代等の費用
			支払手数料	銀行引き落とし手数料、振込手数料等
			その他運営費	上記に含まれない運営費
		事業運営に要する費用(間接費)	法人管理費	法人の管理費や減価償却費等の間接的な経費

収入費目

収入	保護者負担金	保護者が支払う負担金
----	--------	------------

2. 委託料積算における特記事項について

(1) 人件費は、職員の配置を仕様書に示す基本配置に従い、委託料の積算をしてください。

(2) 事務人件費については、「4. 委託料の変動について(1) 事務人件費にかかる委託料の加算について」に基づき、委託料提案額とは別に加算いたしますので、本プロポーザルにおいては委託料の積算に含めないでください。

(3) 仕様書に記載のある「4 1人以上追加配置」、「障害児受入強化配置」については、本プロポーザルにおいては該当がないものとして積算してください。

なお入会受付の結果、該当があった場合は「4. 委託料の変動について(2) 障害児受入強化配置にかかる委託料の加算について」「4. 委託料の変動について(4) 基準日の入会児童数による委託料の加算、減額について」に基づき委託料提案額とは別に加算いたします。

(4) 修繕費については、「4. 委託料の変動について(5) 修繕費にかかる委託料の加算について」に基づき、委託料提案額とは別に加算いたしますので、本プロポーザルにおいては委託料の積算には含めないでください。

(5) 放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)に要する経費については、「4. 委託料の変動について(9) 放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)にかかる委託料の加算について」に基づき、委託料提案額とは別に加算いたしますので、本プロポーザルにおいては委託料の積算には含めないでください。

(6) おやつ代については、事業者が利用者から実費を徴収し実施していただきますので、その費用は委託料の積算には含めないでください。

(7) 保護者負担金については、下記の表に示す「保護者負担金収入実績」の金額を参考として提案を行ってください。下記の表の金額は単年度分です。

保護者負担金収入実績（市の減免実績分は含まない）

（単位：円）

募集 区分	学校名	保護者負担金収入	
		令和 6 年度	令和 7 年度
A	枚岡東	4,588,000	4,154,750
	枚岡西	8,745,500	9,320,000
	石切	11,829,500	11,659,750
	孔舎衛	4,616,250	5,408,500
	孔舎衛東	4,827,500	4,592,000
B	縄手	4,746,250	5,891,250
	縄手北	4,335,750	4,330,500
	上四条	2,953,250	3,140,750
	縄手東	5,744,500	5,772,250
	池島学園	8,424,000	7,654,000
	くすは縄手南校	6,754,750	7,870,500
C	成和	12,712,250	14,046,000
	北宮	8,047,500	8,765,750
	弥栄	5,026,000	5,678,250
	鴻池東	5,150,000	5,389,000
	加納	9,249,000	8,842,000
D	玉川	6,154,750	6,270,500
	玉美	5,063,500	5,326,250
	若江	6,421,750	6,477,000
	花園	2,944,750	3,015,250
	玉串	6,413,750	6,827,250
	岩田西	7,457,250	8,765,750
	花園北	2,742,000	3,199,500
E	荒川	5,318,500	5,599,000
	長堂	4,879,000	4,940,500
	高井田東	9,005,250	9,316,000
	森河内	7,193,250	7,991,000
	布施	6,046,500	6,307,000
F	上小阪	6,327,000	6,631,750
	長瀬北	1,612,500	2,003,750
	長瀬南	3,435,000	3,166,000
	弥刀東	3,825,750	3,566,500
	長瀬西	4,722,750	4,346,500
	柏田	1,023,750	782,500
G	意岐部	2,994,000	2,893,000
	西堤	7,883,000	8,027,750
	藤戸	5,505,750	6,091,000
H	石切東	8,069,750	7,867,500
I	英田北	10,586,750	11,914,000
J	英田南	8,877,000	9,147,500
K	高井田西	3,858,750	3,884,750
L	楠根	7,113,250	7,725,000
M	小阪	5,485,750	5,742,750
N	弥刀	3,855,000	4,185,250
O	長瀬東	2,650,500	2,640,000
P	八戸の里	5,579,750	5,401,000
Q	楠根東	3,504,250	4,429,508
R	八戸の里東	9,627,250	10,297,750
S	大蓮	3,413,750	3,070,250
T	桜橋	6,054,420	6,453,980

3. 委託料上限額について

プロポーザルでの提案における各年度の委託料上限額は下記の表の通りです。

委託料見積額は、委託料上限額を超えて提案をすることはできません。

委託料上限額（単位：円）

募集 区分	学校名	委託料上限額 (令和9年度)	委託料上限額 (令和10年度)	委託料上限額 (令和11年度)
A	枚岡東、枚岡西、石切、孔舎衛、孔舎衛東	53,483,000	58,480,000	64,956,000
B	縄手、縄手北、上四条、縄手東、池島学園、くすは縄手南校	61,776,000	67,404,000	74,684,000
C	成和、北宮、弥栄、鴻池東、加納	77,017,000	84,242,000	93,697,000
D	玉川、玉美、若江、花園、玉串、岩田西、花園北	84,657,000	92,028,000	101,595,000
E	荒川、長堂、高井田東、森河内、布施	63,305,000	69,046,000	76,516,000
F	上小阪、長瀬北、長瀬南、弥刀東、長瀬西、柏田	66,929,000	72,186,000	78,967,000
G	意岐部、西堤、藤戸	44,728,000	48,469,000	53,348,000
H	石切東	14,726,000	16,095,000	17,886,000
I	英田北	17,184,000	18,925,000	21,212,000
J	英田南	20,066,000	21,808,000	24,096,000
K	高井田西	7,002,000	7,631,000	8,430,000
L	楠根	15,275,000	16,645,000	18,360,000
M	小阪	11,054,000	12,053,000	13,349,000
N	弥刀	12,663,000	13,662,000	14,958,000
O	長瀬東	8,008,000	8,637,000	9,437,000
P	八戸の里	10,754,000	11,754,000	13,049,000
Q	楠根東	12,402,000	13,401,000	14,696,000
R	八戸の里東	13,191,000	14,562,000	16,354,000
S	大蓮	13,090,000	14,090,000	15,386,000
T	桜橋	10,860,000	11,860,000	13,156,000

4. 委託料の変動について

委託料は、プロポーザルにおいてご提案いただいた金額を基本といたしますが、一部変動する部分があります。変動内容は、下記のとおりです。なお、提案をいただいた保護者負担金収入額が実際の保護者負担金収入額を上回っている場合、又は下回っている場合であっても委託料の増減は行いません。

(1) 事務人件費にかかる委託料の加算について

事務人件費は、各事業者が受託した募集区分の支援の単位（教室）数に応じ、下記の算定式により募集区分ごとに委託料に加算いたします。金額は単年度分です。

○事務員 1 人当たり単価： 令和 9 年度 2, 3 6 5, 0 0 0 円

令和 1 0 年度 2, 4 5 6, 0 0 0 円

令和 1 1 年度 2, 5 4 7, 0 0 0 円

○ 1 ～ 3 単位…事務員 1 人分 ○ 4 単位以上の場合… 1 単位増加するごとに事務員 0. 2 人分増額

☆算定式 $(1 + (\text{運営する支援の単位の総数} - 3) \times 0.2) \text{人} \times \text{事務員 1 人当たり単価}$

(参考)

(単位：円)

募集区分	支援の単位数	算定事務員数	募集区分ごとの事務人件費		
			令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
A	10 単位	2.4 人	5, 676, 000 円	5, 894, 400 円	6, 112, 800 円
B	11 単位	2.6 人	6, 149, 000 円	6, 385, 600 円	6, 622, 200 円
C	16 単位	3.6 人	8, 514, 000 円	8, 841, 600 円	9, 169, 200 円
D	15 単位	3.4 人	8, 041, 000 円	8, 350, 400 円	8, 659, 800 円
E	12 単位	2.8 人	6, 622, 000 円	6, 876, 800 円	7, 131, 600 円
F	10 単位	2.4 人	5, 676, 000 円	5, 894, 400 円	6, 112, 800 円
G	8 単位	2.0 人	4, 730, 000 円	4, 912, 000 円	5, 094, 000 円
H	3 単位	1.0 人	2, 365, 000 円	2, 456, 000 円	2, 547, 000 円
I	4 単位	1.2 人	2, 838, 000 円	2, 947, 200 円	3, 056, 400 円
J	4 単位	1.2 人	2, 838, 000 円	2, 947, 200 円	3, 056, 400 円
K	1 単位	1.0 人	2, 365, 000 円	2, 456, 000 円	2, 547, 000 円
L	3 単位	1.0 人	2, 365, 000 円	2, 456, 000 円	2, 547, 000 円
M	2 単位	1.0 人	2, 365, 000 円	2, 456, 000 円	2, 547, 000 円
N	2 単位	1.0 人	2, 365, 000 円	2, 456, 000 円	2, 547, 000 円
O	1 単位	1.0 人	2, 365, 000 円	2, 456, 000 円	2, 547, 000 円
P	2 単位	1.0 人	2, 365, 000 円	2, 456, 000 円	2, 547, 000 円
Q	2 単位	1.0 人	2, 365, 000 円	2, 456, 000 円	2, 547, 000 円
R	3 単位	1.0 人	2, 365, 000 円	2, 456, 000 円	2, 547, 000 円
S	2 単位	1.0 人	2, 365, 000 円	2, 456, 000 円	2, 547, 000 円
T	2 単位	1.0 人	2, 365, 000 円	2, 456, 000 円	2, 547, 000 円

(2) 障害児受入強化配置にかかる委託料の加算について

各クラブにおいて、支援の単位数×3を超える支援児童の入会があった場合、入会期間に応じて委託料を月額150,000円加算します。その後、さらに支援児童が3名入会するごとに月額150,000円加算いたします。

当該児童の入会があった月より加算の対象となります。また、当該児童の退会があれば、退会した翌月から対象外となります。

(3) 減免にかかる委託料の加算について

生活保護受給家庭児童、市府民税非課税世帯児童及び多子世帯児童については、仕様書に基づき、保護者負担金の免除・減額を行っていただきます。その金額は、全額市が補填いたします。

当該児童の入会があった月から免除・減額の対象となります。ただし入会以降に生活保護に認定された場合は、認定された月から対象となります。また、当該児童の退会があれば、退会した翌月から対象外となります。過去にさかのぼって免除・減額の申請があった場合、年度内に限り遡及して委託料を加算します。

(4) 基準日の入会児童数による委託料の加算、減額について

委託料は、基準日の入会児童数により決定いたします。

下記①～③のいずれかに該当する場合、委託料を加算又は減額します。基準日は年2回とし、前期（4月～9月）は4月1日、後期（10月～3月）は10月1日を基準日とします。

人件費の積算単価は、令和9年度は主任支援員が時間給1,560円、それ以外の職員が時間給1,360円、令和10年度は主任支援員が時間給1,660円、それ以外の職員が時間給1,460円、令和11年度は主任支援員が時間給1,760円、それ以外の職員が時間給1,560円とします。

①複数の教室があるクラブにおいて、合計定員と入会児童数の差が1教室分の定員以上である場合、委託料を減額します。

令和9年度	前期2,984,000円	後期2,333,000円
令和10年度	前期3,210,000円	後期2,477,000円
令和11年度	前期3,450,000円	後期2,734,000円

②1教室の入会児童数が41人以上の場合、委託料を増額します。

令和9年度	前期886,000円	後期676,000円
令和10年度	前期957,000円	後期720,000円
令和11年度	前期1,032,000円	後期797,000円

③複数の教室があるクラブにおいては、委託料が最も安くなる積算とします。

(例1) 定員50人の教室のクラブにおいて、入会児童数が45人の場合

⇒②に該当します。

(例2) 定員50人の教室と定員30人の教室があるクラブにおいて、入会児童数が48人の場合

⇒①と②に該当します。

(例3) 定員50人の教室と定員30人の教室があるクラブにおいて、入会児童数が70人の場合
⇒②は適用されません。

(例4) 定員50人の教室と定員30人の教室があるクラブにおいて、入会児童数が40人の場合
⇒①に該当します。

(例5) 定員50人の教室があるクラブにおいて、前期基準日(4月1日)の入会児童数が45人であったが、後期基準日(10月1日)の入会児童数が35人の場合
⇒前期は②に該当しますが、後期は②に該当しません。

(5) 修繕費にかかる委託料の加算について

事業者が市の承認を得て行った修繕について、1クラブにつき年間1,000,000円を上限に、予算の範囲内で市から委託料を加算します。

(6) 体育館空調使用料にかかる委託料の加算について

クラブでの活動において市立小学校の体育館空調設備を使用した場合の使用料について、運営するクラブ数×20,000円(年額)を上限に、市から委託料を加算します。

(7) 市の指示により運営する教室数が増加した場合の委託料の加算について

入会申込者の増加等により市が事業者に対し、運営する教室を増やすよう指示し運営する教室数が増加した場合、委託料を月額で増額します。

市の指示により運営する教室数が増加した月より加算の対象とします。

令和9年度 月額443,000円

令和10年度 月額474,000円

令和11年度 月額515,000円

(8) 市の指示によりタイムシェア教室を運営する場合の委託料の加算について

入会申込者の増加等により市が事業者に対し、運営する教室をタイムシェア教室の形態にて増やすよう指示しタイムシェア教室を運営する場合、委託料を月額で増額します。

市の指示によりタイムシェア教室を運営する月より加算の対象とします。

令和9年度 月額482,000円

令和10年度 月額510,000円

令和11年度 月額540,000円

(9) 放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)にかかる委託料の加算について

「放課後児童健全育成事業」の実施について(令和5年4月12日付こども家庭庁通知)に定める放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)の実施に要する経費については、国が定める基準額の範囲内で委託料に加算します。

令和 年 月 日

(あて先) 東大阪市長

所 在 地

法人の名称

代表者氏名

参加意思表明書

東大阪市が実施する「東大阪市留守家庭児童育成クラブ事業 運営・管理業務委託」プロポーザルについて、当法人は応募資格をすべて満たしていることを確認し、参加します。

記

<連絡先>

所在地	
法人の名称	
電話番号	
F A X	
電子メールアドレス	
担当者	
担当者電話番号	

(参加意思表明書の提出期限)

令和 8 年 8 月 7 日 (金) 午後 5 時まで

法人概要書

法人の名称	
代表者役職・氏名	
所在地	
設立年月日	
資本金 (公益法人の場合は、 基本財産)	
役員数	
職員数	
経営理念・ 法人の特色	
事業内容	
主な事業所等	
申請理由	

※別途参考資料添付可

役 員 名 簿

役職名	(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所

質 問 書

令和 年 月 日

(東大阪市留守家庭児童育成クラブ事業 運営・管理業務委託プロポーザル)

法人の名称	
-------	--

【質問事項・内容】

※注意事項

- ・質問は簡潔に記入してください。
- ・質問項目が複数ある場合は、番号を付けてください。
- ・青少年教育課まで電子メールで提出してください。

提出先メールアドレス：seishonen@city.higashiosaka.lg.jp

(質問書の受付期限)

令和8年8月17日(月)午後5時まで

令和 年 月 日

(あて先) 東大阪市長

所在地

法人の名称

代表者氏名



申 請 書

東大阪市留守家庭児童育成クラブ事業 運営・管理業務委託プロポーザル募集要項に基づき、下記のとおり申請します。なお、申請書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

業 務 名 : 東大阪市留守家庭児童育成クラブ事業 運営・管理業務

申請する募集区分 :

※注意事項

- ・複数の募集区分を申請する場合は、申請する区分を全て記入してください。

(申請書の提出期限)

令和8年8月31日(月)午後5時まで

放課後児童健全育成事業の運営実績書

放課後児童健全育成事業の運営実績

事業名	実施場所	事業概要 (事業概要、利用者数等事業規模記入)	実施期間
			年 月～ 年 月
			年 月～ 年 月
			年 月～ 年 月
			年 月～ 年 月
			年 月～ 年 月

※行が不足する場合は、任意に追加してください。

【特記事項】

※別紙添付可

提 案 書

1. 受託に際しての考え方

- (1) 本事業は、児童福祉法に基づく公的な事業です。国が示す「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を踏まえ、市から委託を受けて事業を実施する際の貴法人の考え方を記載してください。

提 案 書

- (2) 貴法人が、留守家庭児童育成クラブ事業を運営するにあたり、特に重要と考える理念を 3 つ記載してください。また、その理由をそれぞれ記載してください。

提 案 書

- (3) 留守家庭児童育成クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な児童と一緒に過ごす場である。児童への支援において、どのような点を考慮して支援すべきと考えますか。貴法人の考え方を記載してください。

提 案 書

- (4) 留守家庭児童育成クラブを利用する保護者とより良い関係を構築するうえでどのようなことが大切であると考えますか。貴法人の考え方を記載してください。

提 案 書

2. (1) 現場職員をサポートする体制について記載してください。(責任者の配置、労務管理・会計管理・書類作成等の事務、保護者対応、市や関係機関との調整等)

- (2) 職員の採用、確保方策について記載してください。

提 案 書

3. (1) 職員の定着のための取組みについて記載してください。

(2) 職員の指導育成、研修体制について記載してください。

(3) 風通しの良い職場づくりやチームワークの向上のための取組みについて記載してください。

提 案 書

4. 事業実施計画について、具体的な提案を記載してください。

(1) 年間の行事計画について、記載してください。

(2) 障害のある児童や特に配慮を必要とする児童への支援について、記載してください。また、
職員の児童への虐待防止について具体的な取り組みを記載してください。

提 案 書

(3) 貴法人の児童の遊びへの支援に対する考え方と、遊びを通じた職員の児童との関わりについての考え方を記載してください。

(4) 貴法人の運営上の工夫や独自のサービスについて、記載してください。

提 案 書

5. 安全確保のための方策について、貴法人の考え方を記載してください。

(1) 施設・設備や日常の業務にかかる安全・衛生対策

(2) 災害等の非常時にかかる安全対策

提 案 書

6. 事業実施にあたり、市、学校、地域との連携が求められますが、具体策について、貴法人の考えを記載してください。

7. 入会申込者の増加により、本市から運営する教室数等を増やすよう指示された場合に、貴法人がとる対応を具体的に記載してください。

提 案 書

8. (1) 事業実施にあたり、関係法令等の遵守、こどもの権利擁護や個人情報の取扱いについて、貴法人の考えを具体的に記載してください。

(2) 本年12月に施行となる「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」(こども性暴力防止法)の趣旨を踏まえ、貴法人が予定している対応を記載してください。

職員配置計画書

No	職員			認定資格 研修の受 講有無	実務経験 年数(新規 採用)等	雇用形態				職員の 年齢層	常勤・ 非常勤 の別	在職中 ・採用予 定の別	配属 クラブ名	備考
	主任放 課後児 童支援 員	放課後 児童支 援員	補助員			正規	パート・ アルバイト	派遣	その他					
例	○			有	10年		○			40代	常勤	在職中	○○○○○	
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

令和 年 月 日

(あて先) 東大阪市長

所在地

法人の名称

代表者氏名

見積金額書

東大阪市留守家庭児童育成クラブ事業 運営・管理業務委託の委託料見積金額は、下記のとおりです。

記

見積金額

金 円 (消費税相当額を含む)

見積金額内訳

令和9年度 : 金 円 (消費税相当額を含む)

令和10年度 : 金 円 (消費税相当額を含む)

令和11年度 : 金 円 (消費税相当額を含む)

申請する募集区分

※注意事項

- ・様式第9号は、募集区分ごとに作成してください。
- ・様式第10号は、クラブごとに作成してください。

見 積 額 内 訳 書

クラブ名 留守家庭児童育成クラブ

令和9年度分（1年目）

（単位：円）

区分	項目	計	積算根拠等
支出	人件費	給料（放課後児童支援員及び補助員）	
		法定福利費	
		通勤費	
		その他人件費	
	事業費	行事費	
		備品購入費	
		図書費・教材費	
		消耗品費	
		リース・レンタル料	
		修繕費	見積額には含めない
		保険料	
		その他事業費	
	運営費	事務人件費	見積額には含めない
		運営経費	
		福利厚生費	
		旅費交通費	
		研修費	
		通信運搬費	
		支払手数料	
		その他運営費	
		法人管理費	
	支出合計（a）		
収入	保護者負担金（b）		
委託料見積額（a）－（b）			

見 積 額 内 訳 書

クラブ名 留守家庭児童育成クラブ

令和10年度分（2年目）

（単位：円）

区分	項目	計	積算根拠等
支出	人件費	給料（放課後児童支援員及び補助員）	
		法定福利費	
		通勤費	
		その他人件費	
	事業費	行事費	
		備品購入費	
		図書費・教材費	
		消耗品費	
		リース・レンタル料	
		修繕費	見積額には含めない
		保険料	
		その他事業費	
	運営費	事務人件費	見積額には含めない
		運営経費	
		福利厚生費	
		旅費交通費	
		研修費	
		通信運搬費	
		支払手数料	
		その他運営費	
		法人管理費	
	支出合計（a）		
収入	保護者負担金（b）		
委託料見積額（a）－（b）			

見 積 額 内 訳 書

クラブ名 留守家庭児童育成クラブ

令和11年度分（3年目）

（単位：円）

区分	項目	計	積算根拠等
支出	人件費	給料（放課後児童支援員及び補助員）	
		法定福利費	
		通勤費	
		その他人件費	
	事業費	行事費	
		備品購入費	
		図書費・教材費	
		消耗品費	
		リース・レンタル料	
		修繕費	見積額には含めない
		保険料	
		その他事業費	
	運営費	事務人件費	見積額には含めない
		運営経費	
		福利厚生費	
		旅費交通費	
		研修費	
		通信運搬費	
		支払手数料	
		その他運営費	
		法人管理費	
	支出合計（a）		
収入	保護者負担金（b）		
委託料見積額（a）－（b）			

令和 年 月 日

(あて先) 東大阪市長

所 在 地

法人の名称

代表者氏名

申 立 書

東大阪市留守家庭児童育成クラブ事業 運営・管理業務委託プロポーザルを申請するにあたり、
下記の書類を提出できないので申し立てします。

記

1 提出できない書類

2 理由

様式第 12 号

令和 年 月 日

(あて先) 東大阪市長

所 在 地

法人の名称

代表者氏名



辞 退 届

東大阪市の実施する東大阪市留守家庭児童育成クラブ事業 運営・管理業務委託のプロポーザルに参加申込をしましたが、辞退します。